

国内麦流通円滑化特別対策事業実施要領

平成 26 年 4 月 18 日 全米麦協第 6 号
一部改正 平成 27 年 10 月 13 日全米麦協第 36 号
一般社団法人全国米麦改良協会会長通知

第 1 趣旨

国内麦については、総合的な食糧自給力の維持向上の観点から、その生産振興が図られているところであるが、今後とも、需要の動向に即し品質の向上に努めて良品質麦を安定的に供給することが、重要な課題となっている。

本事業は、気象条件等から発生する規格外麦の生産者に対し全国集荷団体（全国農業協同組合連合会及び全国主食集荷協同組合連合会をいう。ただし、全国農業協同組合連合会県本部を除く。以下同じ。）又は全国集荷団体の会員となっている都道府県集荷団体のうち自ら規格外麦の販売を行うもの（以下「販売県集荷団体」という。）が国内麦流通円滑化特別対策交付金（以下「交付金」という。）の交付を行うことにより、規格外麦の飼料用等の用途への安定的な流通を図り、併せて、麦作の振興と良品質麦の安定的な供給に資することを目的とする。

第 2 交付金の交付対象麦

交付金の交付対象となる麦（以下「交付対象麦」という。）は、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）による検査の結果、規格外に格付けされた国内麦のうち、別表の基準に適合するものであって、全国集荷団体又は販売県集荷団体に直接又は間接に販売の委託がされ、かつ、全国集荷団体又は販売県集荷団体により販売されたものとする。

第 3 交付金の交付単価

交付金の交付単価（以下「交付単価」という。）は、当該年産の規格外麦の販売価格及び交付対象麦の数量並びに全国集荷団体又は販売県集荷団体の生産者拠出金の受入額等を勘案し、別紙により設置する国内麦流通円滑化特別対策事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）において決定するものとする。

第4 交付金の交付

全国集荷団体又は販売県集荷団体は、生産者に対し、第2の交付対象麦の数量に第3の交付単価を乗じて得た額の交付金を交付するものとする。

第5 交付金の交付手続

- 1 交付金の交付を受けようとする者は、その者が交付対象麦の販売を直接又は間接に委託した全国集荷団体又は販売県集荷団体に対し、交付金の交付を申請するものとする。
- 2 全国集荷団体又は販売県集荷団体は、1の申請を受けたときは、当該申請につき交付金を交付することが適当であることを確認した上で、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「改良協会」という。）に対し、当該交付に要する資金の支払の申請を行うものとする。
- 3 改良協会は、2の申請を受けたときは、当該申請の内容が適当であることを確認した上で、全国集荷団体又は販売県集荷団体に対し、交付金の交付を行うために必要な資金を支払うものとする。
- 4 全国集荷団体又は販売県集荷団体は、3により資金の支払を受けたときは、速やかに、当該全国集荷団体又は販売県集荷団体に交付金の交付の申請を行った者に対し、交付金を交付するものとする。

第6 会計処理

- 1 全国集荷団体、販売県集荷団体又は改良協会は、この事業に係る特別の会計を設けて、他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。
- 2 改良協会は、この事業に係る会計に特別の勘定を設け、当該勘定に、全国集荷団体又は販売県集荷団体から拠出を受けた額を積み立てるものとする。
- 3 2により積み立てられた積立金は、国内麦の流通の円滑化を図るための経費として運営委員会が特に必要と認めたものに対して充当する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

第7 報告

- 1 全国集荷団体又は販売県集荷団体は、毎年度、国内麦流通円滑化特別対策事業に係る事業を終了したときは、速やかに、当該事業の実績を別紙様式第1号により運営委員会に報告するものとする。
- 2 改良協会は、毎年度、全国集荷団体又は販売県集荷団体から拠出を受けた額及びその金利の受入れ、全国集荷団体又は販売県集荷団体への支払実績等につき、別紙様式第2号により運営委員会に報告するものとする。

第8 その他

- 1 全国集荷団体、販売県集荷団体又は改良協会は、この事業に係る事務処理に関し、その取扱要領を定めるものとする。
- 2 運営委員会は、規格外麦の円滑な流通を図る観点から、必要に応じ、全国集荷団体、販売県集荷団体、改良協会又は需要者等に助言を行うものとする。
- 3 なお、本要領に定めのない事項については、運営委員会において決定することとし、運営委員会は、関係機関から助言を受けることができるものとする。

附則

- 1 この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在の国内麦流通円滑化特別会計に係る資産及び負債については、平成26年4月1日をもって本実施要領の第6に定める会計及び勘定に継承するものとする。

別表（第2関係）

交付対象麦の基準

種類	仕分区分	最高限度（%）						
		水分	細麦	被害粒・異種穀粒・異物				
				計	赤かび粒	異種穀粒	異物	
							麦角粒	麦角粒を除いたもの
小麦	A	14.0	30.0	25.0	1.0	2.0	0.0	0.8
	B	14.0	65.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
	C	14.0	85.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
大麦	A	14.5	30.0	25.0	1.0	2.0	0.0	0.8
	B	14.5	65.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
	C	14.5	85.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
はだか麦	A	14.5	30.0	25.0	1.0	2.0	0.0	0.8
	B	14.5	65.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0
	C	14.5	85.0	100.0	10.0	10.0	0.0	1.0

（注）1 百分率は、全量に対する重量比をいう。

2 細麦とは、2.0ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、そのふるいを通過する粒をいう。

3 麦角粒とは、麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。

4 小麦の仕分区分Aについては、被害粒の発芽粒が2.0%を超えて混入してはならない。

別紙

国内麦流通円滑化特別対策事業運営委員会規約

第1条 目的

この規約は、国内麦流通円滑化特別対策事業実施要領の第3に基づき、国内麦流通円滑化特別対策事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設けるとともに、その運営等に必要な事項について定めるものとする。

第2条 組織

運営委員会の委員は、次に掲げる者とする。

全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会及び一般社団法人全国米麦改良協会（以下「改良協会」という。）の代表者が指定する者

- 2 運営委員会に、委員長1人を置くものとし、委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は、委員の意見を踏まえつつ運営委員会の会務を総理する。
- 4 委員長は、審議事項等に関する意見等を聞くため、行政関係者及び学識経験者の運営委員会への出席を求めることができる。

第3条 招集

運営委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、開催する。

第4条 審議事項

運営委員会は次に掲げる事項について審議する。

- 一 国内麦流通円滑化特別対策交付金の交付単価の決定に関すること
- 二 その他委員長が必要と認めた事項

第5条 運営

運営委員会は委員の2分の1以上の者が出席しなければ開催することができない。

- 2 委員は、代理人をもって出席にかえることができるものとする。
- 3 運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

第6条 議事録

運営委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

第7条 事務局

運営委員会の事務局は、改良協会内に置くものとする。

別紙様式第2号(第7の2関係)

平成 年 月 日

国内麦流通円滑化特別対策事業運営委員会 殿

一般社団法人 全国米麦改良協会会長

国内麦流通円滑化特別対策事業実施要領第7の2の規定に基づき、下記のとおり平成 年度国内麦流通円滑化特別会計の収支を報告します。

記

項目	金額	備考
1. 収入合計 ・事業収入（生産者拠出金受入） ・特定資産等運用収入		
2. 支出合計 ・事業費支出（交付金交付資金） ・管理費支出（人件費、事務費）		
3. 収支差額		
4. 特定資産合計（ 年度末） ・特別積立金引当資産 ・国内麦流通円滑化事業引当資産 ・退職給付引当資産		